

2022/1/19 第2回共同利用推進セミナー(質疑応答)

NO.	回答者	質問	回答
1	児童育成協会	<p>自社ではフリーランスや個人事業主の方が働いています。その方達とは雇用関係はないのですが、企業型主導型保育施設を利用できますか。また、利用するためにはどのような条件が必要ですか。</p>	<p>前提確認:フリーランスや個人事業主の方の児童が、企業主導型保育施設を利用するという認識で良いでしょうか。また利用される場合に共同利用契約を締結したうえで、従業員枠で利用を希望されている、ということで良いでしょうか。</p> <p>■共同利用契約について 共同利用契約については、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3 4.(2)共同利用に当たっての他の一般事業主との連携で、「事業実施者は、その定員の全部又は一部について、事業実施者以外の一般事業主との間において、当該一般事業主の被用者の児童に係る定員枠の契約を締結することができることとする。」との記載があり、ここで示している一般事業主は、同じく企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3 1.(1)事業の種類種別①において、「一般事業主(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第69条第1項に定める一般事業主をいい～(略)」ということになっています。子ども・子育て支援法第69条第1項では「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第八十二条第一項に規定する事業主」となっていることから、厚生年金ではなく国民年金に加入されているフリーランス・個人事業主の方と共同利用契約を取り交わすことが難しいという結論になります。</p> <p>■施設を利用する場合の条件について ・従業員枠としての利用・・・利用する児童の保護者(両親)のうち、例えば父親が個人事業主、母親が一般事業主で雇用されている場合、母親の勤務する一般事業主と共同利用契約を取り交わすことができるのであれば、従業員枠としての利用は可能となります。利用の際には父親分の証明として、支給認定証を、母親分の証明として一般事業主に雇用されている証明として、就労証明書を提出いただく必要があります。 ・地域枠としての利用・・・世帯分の証明として支給認定証をご提出いただければ利用可能です</p> <p>またご不明な点につきましては、遠慮なくお問い合わせください。</p>
2-1	児童育成協会	<p>共同利用に係る金銭の支払いについて、「契約例1」をご説明いただきましたが、それ以外の金銭支払いの事例がありましたら教えてください。</p>	<p>前提確認:契約例1(有償で枠を確保する)、契約例2(保育料の一部を会社負担で行う)以外で、共同利用契約の形としてどのようなものがあるのか、という質問で良かったでしょうか。</p> <p>記載例以外だと、例えば有償で枠を確保したり、保育料の一部を会社が負担したりせずに、費用の発生は保護者負担のみ、会社は契約を取り交わすのみ、という共同利用契約の例はたくさんあるかと思います。</p>
2-2	児童育成協会	<p>(上記2に追加質問として) 共同利用契約において、枠を確保するために「契約例 1」のように有償で会社間での金銭のやりとりを行う場合、その相場はいくらぐらいですか。例があればご教示ください。 企業主導型保育施設の従業員枠について、現在は自社とグループ企業でのみで利用しており、今後は共同利用先を増やそうかと検討しています。他社を迎えるにあたって、こういったところを検討したらよいか、参考にしたいと考えています。</p>	<p>相場については、設置企業様の営業を妨げるようなことを申し上げることができない為、金額をお示しすることはできません。申し訳ございません。</p> <p>判断の基準は難しいところもあると思いますが、今日ご出展企業でも契約料は様々で特色も出ていると思います。どのような企業様が、こういった運営をされている保育園が、自社に合うのかということ判断して、契約料や保育料が見合っているかをご覧いただいております。ただ、その契約に至る時に不安な面があるようでしたら、双方で十分に協議して取り交わして頂くことはもちろんのこと、ご不安な点は児童育成協会にも一度ご相談を頂きまして、ぜひ納得したうえで共同利用契約を取り交わしていただきたいと思っています。</p>
3	児童育成協会	<p>資料の7ページにある「従業員枠設定の注意点①」に事業実施者(保育事業者型は除く)とあるのですが、保育事業者型とはどういうものですか。 また、保育事業者型の場合は、自社従業員枠について何割以上設けなければならない、という規定はありますか。</p>	<p>保育事業者型とは企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3 1.(1)②に記載がある事業類型となります。保育事業者型の場合、他社従業員(+地域枠)のために保育を実施する類型となりますので、自社従業員枠の設定は必要ありません。改めてとなりますが、保育事業者型事業の場合は、共同利用枠と地域枠を定めていただきますが、従業員枠を埋めるのが共同利用契約で取り交わしたその企業の従業員のお子様となる。ということで、7ページについてご理解いただければと思います。</p> <p>【参考】令和3年度助成申請、運営にあたっての留意事項のNo.6(一部抜粋) 事業者が、「①保育事業の5年以上の実績」「②保育士比率75%以上(定員20人以上の場合)」の要件を満たす場合には、「保育事業者型事業」を実施することが可能です。①②の要件を満たさない場合は、仮に保育事業を主たる事業とする事業者であっても「保育事業者型事業」としての申請は出来ません(この場合、「一般事業主による事業」として申請いただくこととなります)。また、保育施設を運営している企業＝「保育事業者型事業」ではございません。設置の目的によって事業者区分が分かれ、自社従業員のための施設であれば、保育事業者型事業とはなりません。</p> <p>次に、上記①②の要件を満たした事業者は、以下のように分類されます。 ア 自社従業員(+地域枠)のために保育を実施する場合・・・一般事業主による事業 イ 他社従業員(+地域枠)のために保育を実施する場合・・・保育事業者型事業 ウ 自社従業員+他社従業員(+地域枠)のために保育を実施する場合・・・事業者が任意で選択</p> <p>※一般事業主による事業を実施する場合は、事業者が「一般事業主」の定義に該当することが前提となります。 なお、「自社従業員」とは設置事業者(共同設置企業を含む)との雇用関係の有無で判断されます。そのため、保育施設が自主運営の場合、当該保育施設に勤務する保育従事者も「自社従業員」に含まれます。</p>
4	児童育成協会	<p>7ページの「共同利用のすすめ」で、自社従業員枠が1割以上となっているのですが、なぜ1割なのですか。</p>	<p>企業主導型保育事業の特質として、自社従業員の福利厚生としての趣旨があります。「1割」については、自社従業員枠を充足させないとならないということではなく、枠を設けることによって自社の従業員が働きやすくなるため、ならびに自社内での利用ニーズがあった際にすぐに対応できるようにするためのもの、と考えていただければと思います。</p>